

内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案

内閣法等の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

第二条のうち高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十六条に「一項を加える改正規定のうち同条第一項中「本部は」を「第二十八条第一項に規定する本部長は」に改め、「係るもの」の下に「及び第三十二条第一項に規定する協力の求めに係る事務」を加える。

第二条のうち高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十八条に一項を加える改正規定中「一項」を「二項」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 本部長は、第二十六条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告する」とができる。

附則第一項中「平成二十五年四月一日」を「公布の日」に改める。